

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
福岡県は、県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
福岡県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日
令和7年3月17日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収関係事務
②事務の内容 ※	福岡県では、地方税法の規定により県税の賦課徴収を行っている。 具体的には、県民税、事業税及び自動車税等の直接税並びに軽油引取税等の間接税について、課税を行い徴収している。 また、税の公平性を保つため、納期限までに納付のないものについては督促状の発付や滞納処分等を行い、税収確保に努めている。 事務の流れ及び詳細は、「(別添1)事務の内容」参照。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務システム								
②システムの機能	税務システムでは、県税の賦課徴収関係事務に関わる電算処理を行う。システムの機能は、以下のとおり。 ・共通管理機能：プログラムの実行管理、データベース管理、他システムとの連携等、システム稼働のための基盤機能。 ・宛名管理機能：複数の税目で管理されている納税者等を、名寄せして一元的に管理する。 ・課税機能：全ての課税業務について、税法等に基づいた課税・更正、照会業務、各種統計処理等を税目単位で行う。 ・収納管理・滞納整理支援機能：課税機能により調定された税金の収納・徴収業務を、税目に関わりなく一元的に行う。 ・個人番号管理機能：個人番号を一元管理し、宛名管理機能・課税機能・収納管理・滞納整理支援機能と連携する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☐ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☒ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td>☐ その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☒ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他（	）
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☒ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他（	）								

システム2～5

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	・団体内統合宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号の付番及び業務利用番号との紐付け等を行う機能。 ・宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名番号、個人番号、業務種別、業務利用番号及び基本4情報の管理等を行う機能。 ・基本4情報等出力機能: 個人番号、基本4情報の中間サーバー及び業務システムへの提供等を行う機能。 ・符号取得支援機能: 符号取得支援等を行う機能。 ・情報提供支援機能: 中間サーバーに対する特定個人情報登録等を行う機能。 ・情報照会支援機能: 中間サーバーに対する情報照会の要求依頼及び情報照会結果取得依頼等を行う機能。 ・庁内連携支援機能: 個人番号を利用した庁内連携の支援等を行う機能。 ・共通変換機能: 文字コード及びデータ形式等の変換を行う機能。 ・職員認証・権限管理機能: 職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理等を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー ）

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。システムの機能は、以下のとおり。 ・符号管理機能：符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ・情報照会機能：情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ・情報提供機能：情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ・既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ・情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ・データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・セキュリティ管理機能：特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 ・職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ・システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（都道府県サーバ部分）
②システムの機能	システムの機能は、以下のとおり。 ・本人確認情報の更新：都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ・自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転：自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ・本人確認情報の開示：法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ・機構への情報照会：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ・本人確認情報検索：都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・本人確認情報整合：都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 附票連携システム ）

システム5

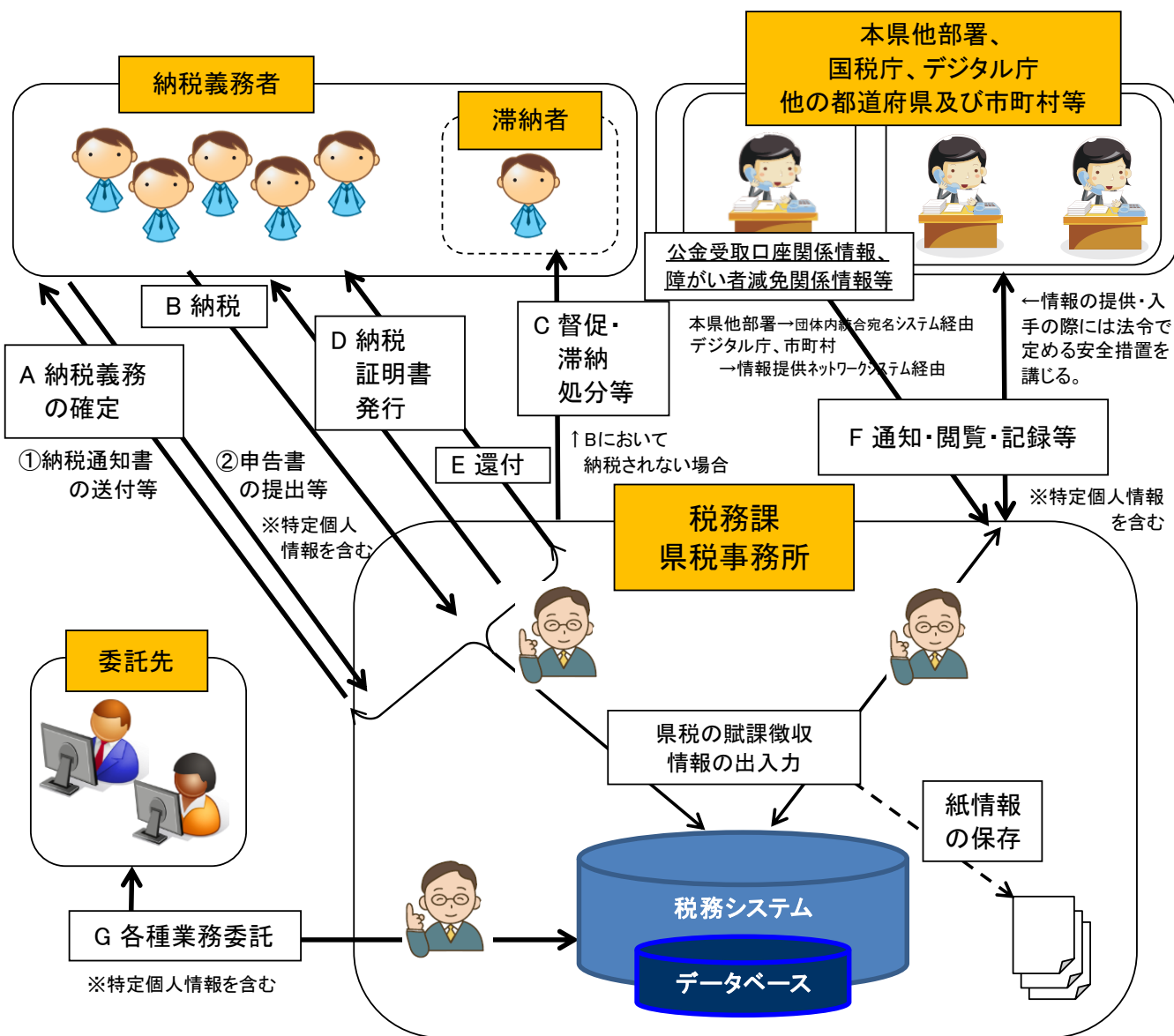
①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)
②システムの機能	個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて受信している。また、寄附金税額に係る申告特例データ等を他自治体に送付する。地方税ポータルシステム(eLTAX)の機能は、以下のとおり。 ・基本設定機能：パスワード設定等の基本機能 ・国税連携データ管理機能：確定申告データ及び確定申告書等画像データのダウンロード ・電子申告データ管理機能：申告等データのダウンロード ・確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・申告等データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・団体間回送データ送受信機能：地方公共団体間でのデータのやり取りを行うための機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム6

①システムの名称	ふくおか電子申請サービス	
②システムの機能	システムの機能は、以下のとおり ・県税事務に関する各種申請、届出を受けける ・申請状態を確認する ・届出申請の受理や記載不備の訂正指示等の通知	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項並びに別表24の項及び同133の項において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が定められている。 福岡県では番号利用法に基づき、県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出や、他の行政機関等との税関連情報の授受等において、個人番号を取り扱う。
②実現が期待されるメリット	個人の特定及び個人の宛名の突合の正確性が向上することにより、県税の公平・公正な賦課徴収につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号利用法 第9条第1項、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号利用法別表主務省令」という。） 第16条、第72条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法 第19条第8号、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「番号利用法第19条第8号主務省令」という。） 第2条、同条の表49の項、第51条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

福岡県では、税金課及び県税事務所において、主に情報を管理する「税務システム」を基に県税の賦課徴収関係事務を行います。また、一部業務を外部委託しています。県税の賦課徴収関係事務について、具体的には以下の流れとなります。

<納税義務者への賦課徴収関係事務> 上表A～E

A納税義務の確定…①県による納税通知書の送付や②納税義務者からの申告書の提出等により、納税義務が確定する。場合により、減免や徴収猶予等を行う。(※②納税義務者から提出された申告書等には、様式により、特定個人情報を含むものがある。)納税通知書に記載される個人情報等は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。納税義務者による申告書等の情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

B納税…納税義務者からの納税情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

C督促・滞納処分等…納期限内に納税されない場合は、滞納者に対して督促や滞納処分等を行う。滞納関係の情報は主に「税務システム」に蓄積する。

D納税証明書発行…「税務システム」に蓄積したデータを基に、納税者に対し、場合により納税証明書を発行する。

E還付…税額変更等により税額が少なくなった場合や、過誤納があった場合に税を還付する。

<本県他部署、国税庁、デジタル庁、他の都道府県及び市町村等との情報のやり取り> 上表F

F通知・閲覧・記録等…上記行政機関等との間は、番号利用法令及び地方税法等により、情報のやり取りを行う。公金受取口座関係情報、障がい者減免関係情報の入手について、本県他部署からは団体内統合宛名システムを経由、デジタル庁、市町村からは情報提供ネットワークシステムを経由して入手する。その他、情報の提供・入手の際においても、法令で定める安全措置を講じる。(※番号法令で認められた範囲内、特定個人情報を含んだものを取り扱う。)県発信の情報は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。県へ送られてきた情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

<各種業務委託> 上表G

G各種業務委託…税務事務に関するデータ入力作成委託、パンチ委託及び納税通知書の封入封緘等委託等、各種業務を委託する。(※委託の内容によっては、特定個人情報を含んだものを取り扱う。)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収のため、上記対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (内部機関情報、技術的事項(エラーコードなど)、公金受取口座関係情報)
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報及び連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡のために保有する。 ・国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報は、他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 ・障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。 ・公金受取口座関係情報は、地方税法上個人を対象とする税の還付を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部税務課、各県税事務所(12事務所)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (行財政支援課、保護・援護課、保健福祉環境事務所、障がい福祉課、障がい者更生相談所) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の都道府県、市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム、ふくおか電子申請サービス及び政令で定める安全な措置(番号利用法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年3月31日政令第155号。以下「施行令」という。)第22条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号。以下「施行規則」という。)第20条)が確保されたシステムを利用。)
③入手の時期・頻度		①定期的に対応する事務に際して入手するもの(毎年) ・税務署(国税庁)から、国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。(平成30年度実績 確定申告期は毎営業日、左記以外は月1回) ②個別に対応する事務に際して入手するもの(随時) ・申告書等を受け付けた都度。地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度。
④入手に係る妥当性		以下、番号利用法令に則り、地方税法上の賦課徴収関係事務について、特定個人情報の入手ができるものをケース別に挙げる。なお、本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する全ての情報については、既に入手したものでないか事前に保有情報を確認した上で入手する。必要に応じて、住基ネットの利用により個人番号の真正性を確認する。 <番号利用法第19条第8号のケース> ・番号利用法第19条第8号並びに同法別表24の項及び同133の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、自動車税等の身体障がい者等減免、狩猟税の低所得者減免、過誤納金等の還付のため。 ・都道府県の社会福祉関係部署又は市町村(提供元)→本県(提供先) <番号利用法第19条第10号のケース> ・番号利用法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <番号利用法第19条第15号のケース> ・番号利用法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)
⑤本人への明示		本人又はその代理人として定められた者から入手する情報については、提出者に使用目的を示した上で入手する。本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する情報は、この限りではないため、入手の際の安全の確保として、情報提供ネットワークシステム等の番号利用法令に則った通信手段を使用して入手する。
⑥使用目的 ※		県税の賦課徴収のため
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部税務課、各県税事務所(12事務所)
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

委託事項2		自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の申告書に係る情報処理業務等委託	
①委託内容		①自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の申告書の受付及びデータ化、②申告書記載情報と自動車登録情報の突合等業務を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		福岡県税に係る自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の納税義務者(身障者減免においては、場合によりその家族)	
その妥当性		自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の納税義務者等の情報をシステム上で確認・入力する業務であるため、特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☒] その他 (利用事務系ネットワークシステムに接続)	
⑤委託先名の確認方法		福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名		①福岡県自動車販売店協会 ②株式会社BCC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託	
①委託内容		福岡県税の滞納情報について、税務システムでの情報処理等を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		福岡県税に係る滞納者	
その妥当性		滞納整理とは、税收確保に努めるため、納期限までに納付のない各種県税について、督促状の発付や滞納処分等を行うことである。本委託においては、上記滞納整理に伴う税務システムのデータ抽出・加工等を実施するため、滞納者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (利用事務系ネットワークシステムに接続)	
⑤委託先名の確認方法		福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名		株式会社BCC	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		県税収納管理業務等データ入力委託	
①委託内容		①県税収入情報を税務システムに入力又は②課税情報をデータパンチする業務等を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者	
	その妥当性	県税の収入及び課税情報を税務システムに入力又はデータパンチする業務等を含む本委託において、納税義務者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (利用事務系ネットワークシステムに接続)	
⑤委託先名の確認方法		福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名		①テルウェル西日本(株)九州支店 ②株式会社BCC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている （ 2 ）件 ☐ 移転を行っている （ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	市町村、他都道府県及び国	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条	
②提供先における用途	地方税法上の業務として行われている地方税法に基づく通知や供覧等、外部の税関連機関への情報提供を番号利用法令で認められた範囲内で行うもの。各提供先において、賦課徴収関係事務に活用する。 ・地方税に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・他都道府県・国(提供先)	
③提供する情報	地方税に係る納税義務者情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税に係る納税義務者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ LGWAN ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は随時、提供頻度は不確定。	
提供先2	市町村、他都道府県及び国	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表	
②提供先における用途	地方税法上の業務として行われている地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号利用法令に基づく情報のやりとりを行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・福岡県税の賦課徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)	
③提供する情報	地方税に係る納税義務者情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税に係る納税義務者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は随時、提供頻度は不確定。	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜税務システムにおける措置＞ 税務システムについては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。申請書等の紙媒体については、施錠して保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	地方税法第1章第11節(地方税法第17条の5～第18条の3)により、地方税の法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、更正又は決定をすることができない旨(なお、賦課決定は3年、加算金決定は7年。)等が定められており、税務システムにおけるデータ及び申請書等の紙媒体の保管期間もこれに則る。												
③消去方法		＜税務システムにおける措置＞ 不用となったデータについては、税務システムにおいて消去する。申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。												
7. 備考														
—														

--

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	書面様式において、誤って本人以外の特定個人情報を入手することがないように、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から個別に特定個人情報を入手する際も、誤って対象者以外の情報を入手することがないように、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、必要な情報以外は入手できないよう防止措置をとる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードの提示等、番号利用法令に定められた方法により本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人又はその代理人から入手する際には個人番号カードの提示等、番号利用法令に定められた方法により個人番号の真正性を確認する。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手した際には、必要に応じて住基ネットの利用等により個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人又はその代理人からの変更の申し出や、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等からの変更情報の入手及び住基ネットの利用等により特定個人情報の更新を行い、正確性を確保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、施行令第22条、施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムにおいて、職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理等を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務システムには、県税の賦課徴収関係事務に関係のない情報を保有しない。なお、税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を実施し、紐付けに係るアクセス制御を行うことで、事務の範囲を超える紐付けができないようにする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	＜選択肢＞ [行っている] 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。また、各職員が属する組織及び従事する業務に応じて、必要最小限の権限を付与している。	

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	＜税務システムにおける措置＞ (1) ユーザーIDとパスワードの発行管理 税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに対し、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。 (2) ユーザーIDとパスワードの失効管理 税務システムへのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった場合、アクセス権限を更新して失効させる。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 管理者が定期的に権限者の異動情報等を確認し、異動等があった場合は、管理者権限により、ID等を失効させる。	

アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> 税務システムの管理者権限は、必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムの管理者権限は、必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<税務システムにおける措置> 税務システムにおける特定個人情報ファイルの使用について、操作した日時・内容・ユーザーID・画面の名称等のアクセスログを日次で記録し、7年間保管する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは、いつ、どの特定個人情報が利用等されたのかについて記録する。

その他の措置の内容	税務システムに接続できる端末を登録し、不正なアクセスがないよう制御している。
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	業務外利用の禁止等の個人情報保護に係る研修を原則年1度開催し、個人情報保護を指導する。 地方税法第22条において、「秘密漏えいに関する罪」があり、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者について、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合における厳格な罰則規定があり、全ての税務吏員はこれを遵守している。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	バックアップは日次で全データを取ることにし、個人でバックアップができないよう、システム上の制限をかける。 なお、日次バックアップした全データは、特に厳重なアクセス制御を実施し、権限者しかアクセスできないよう制限をかける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	委託契約の内容に、「保有個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。 ※「保有個人情報取扱特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措施の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修その他必要な事項等を列挙したもの。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	税務システムにアクセスできる全ての委託先において、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。 委託先に提出された書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いについて、操作した日時・内容・ユーザーID・画面の名称等のアクセスログを日次で記録し、7年間保管する。 書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	該当なし(委託先から他者への提供はない)
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措施を講じる。 また、委託業者との契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措施の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者との契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 ・委託業者が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 ・委託業者が契約による事務を処理するに当たり 取り扱っている特定個人情報の状況について、県は随時調査することができるものとする。 ・委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書中、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措施の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める

		夜の具科寺の巡邏及び仕事台への研修寺を定める。
--	--	-------------------------

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・電子情報を外部へ持ち出す場合は、「データ持ち出し管理システム」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・特定個人情報の提供・移転の対象は、番号利用法令で認められたもののみとする。 ・提供・移転の際には、政令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を提供・移転する場合には、政令で定める安全な措置（番号利用法第19条第10号、施行令第22条及び施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	外部に個人情報を提供する場合には必ず上長の承認を受けることとし、提供に係るリスクに備える。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務システムにおける措置＞ 特定個人情報の入手は、番号法令の規定の範囲内で認められたもののみとする。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合、情報照会の記録を保持する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務システムにおける措置＞ 特定個人情報を入手する場合には、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用するため、安全性が担保されている。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務システムにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、正確性の確認を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	＜税務システムにおける措置＞ 特定個人情報入手する場合には、安全性が確保された情報提供ネットワークシステムの利用を必須とすることで、個人情報の漏えい・紛失の危険を防ぐ。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用・監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ①サーバ等設置施設における生体認証による入退場制限及び監視カメラによる入退室の監視。 ②停電によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に無停電電源装置等を付設。 ③火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に消火設備を完備。 ④地震によるデータの破損を防ぐため、免震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置。 ⑤パソコン、紙媒体等の盗難を防ぐため、職員不在時には執務室内を施錠して管理。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行い、その入退室の事跡を記録している。また、使用するネットワークは機密性、安全性及び信頼性を備えている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新による不正プログラム対策及びファイアウォールによる不正アクセス対策 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		発生あり 発生なし 選択肢 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容		自動車税に係るコールセンター業務の委託先事業者が利用するコールセンターシステムの保守業者の元社員が個人情報を不正に持ち出したため、本県の個人情報が漏えいした。本県の保有個人情報については、162,828人分の情報が漏えいした。	
再発防止策の内容		【県】 ・県が現在締結している保有個人情報を取扱う委託契約における安全管理措置の状況について緊急点検を実施し、全ての契約において記録媒体の使用制限や情報が持ち出されないよう監視を行うといった対策が講じられていることを確認した。 ・今後、個人情報の取扱いを委託する事業者への監視監督を強化するため、規程を見直し、上記緊急点検の項目を恒常的に実施するよう改めた。 【委託先】 ・保守作業時には、新設した中継サーバにダウンロードを行い、端末からリモートデスクトップ接続を行うことで、端末へのダウンロードを不要化。 ・保守作業端末への外部記録媒体への接続を技術的に不可化。データの持出しが必要な業務の場合、複数管理者の相互チェックを経ない限り、持出しできないシステムの措置を実施。 ・セキュリティリスクがある振る舞いを検知し、管理者にタイムリーにアラーム通知する措置を実施。 ・定期的なログチェックを徹底することに加え、当事者以外の第三者による抜き打ちチェックも実施。	
⑩死者の個人番号		保管している 保管していない 選択肢 1) 保管している 2) 保管していない	
具体的な保管方法		<税務システムにおける措置> 死者の個人番号は、生存者の個人番号と分けて管理しないため、生存者の個人番号と同様の方法により安全管理措置を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは死者の個人番号も生存者の個人番号と同様の方法により保管する。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		十分である 十分でない 選択肢 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容		納税者情報は、各申告情報に基づいており、賦課徴収事務において、必要があれば、調査等を行い情報の更新を行う。	
リスクへの対策は十分か		十分である 十分でない 選択肢 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		定めている 定めていない 選択肢 1) 定めている 2) 定めていない	
手順の内容		システム上のデータで保存期間の過ぎた特定個人情報は、確認の上消去を行う。保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		十分である 十分でない 選択肢 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、情報を復元できないよう処理を行う。			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<税務システムにおける措置> 本評価書の記載内容に沿った運用がされているか、年1回担当部署内で自己点検を実施。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<税務システムにおける措置> 評価書に記載されたとおりに運用がされているかどうか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<税務システムにおける措置> ①職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を原則年1回実施。 ②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措施の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。 ③違反を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104	
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正等の請求を受け付ける。	
	特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。開示請求の場合、写しの交付のみ実費(白黒A3版まで)の場合1枚につき10円等)を窓口等で前納。	
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	個人情報ファイル名	税務システム
	公表場所	福岡県ホームページに掲載。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-file.html
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	福岡県総務部税務課管理係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3062
②対応方法	苦情受付時に苦情処理に係る受付票を作成し、苦情に対する対応について記録を残す。

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県のホームページへの掲載及び評価担当部署への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和6年10月15日～令和6年11月18日の35日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	県税の賦課徴収事務において、個人番号を有効活用するよう求めるもの。(1件)
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年12月19日、令和7年1月23日
②方法	福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年福岡県条例第43号)第10条第4号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による。
③結果	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められた。なお、県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事する職員は元より特に委託事業者に対する指導・監督を徹底し、漏えい・滅失・毀損の発生の防止に万全を期す旨の付言を受けた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月4日	P14 特定個人情報の移転・提供 ＞移転・提供の有無	2件	3件	事前	個人番号の利用開始前
平成27年12月4日	P14 特定個人情報の移転・提供 ＞提供先1 ②提供先における用途 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法	②の4行目「・不動産取得税、個人事業税、たばこ税 及び 軽油引取税 に係る特定個人情報 を提供。」 ③「福岡県税に係る 不動産取得税、個人事業 税、たばこ税及び 軽油引取税 の納税義務者 情報」 ⑤「福岡県税に係る 不動産取得税、個人事業 税、たばこ税 及び 軽油引取税 の納税義務 者」 ⑥「専用線、紙」	②の4行目「・地方税に係る特定個人情報を提 供。」 ③「地方税に係る納税義務者情報」 ⑤「地方税に係る納税義務者」 ⑥「専用線、電子記憶媒体、フラッシュメモリ、紙」	事前	個人番号の利用開始前
平成27年12月4日	P14 特定個人情報の移転・提供 ＞提供先2 ②提供先における用途 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法	提供先2「市町村」 ②の3行目「各提供先において、徴収及び滞納 処分状況等を把握し、」 ②の4行目「・個人県民税の徴収 及び 滞納処 分に係る特定個人情報を提供。」 ②の5行目「・本県(提供元)→市町村(提供 先)」 ③「福岡県税に係る個人県民税の納税義務者 情報」 ⑤「福岡県税に係る個人県民税の納税義務 者」 ⑥「専用線、紙」	提供先2「市町村、他都道府県」 ②の3行目「各提供先において、賦課徴収及び 滞納処分状況等を把握し、」 ②の4行目「・地方税の賦課徴収 及び 滞納処 分に係る特定個人情報を提供。」 ②の5行目「・本県(提供元)→市町村・他都 道府県(提供先)」 ③「地方税に係る納税義務者情報」 ⑤「地方税に係る納税義務者」 ⑥「専用線、電子記憶媒体、フラッシュメモリ、紙」	事前	個人番号の利用開始前
平成27年12月4日	P14～15 特定個人情報の移転・提供 ＞提供先3 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		提供先3「市町村、都道府県 及び 国税庁等 (個人番号を利用できる官公署及び政府関係 機関)」 ①「番号法第十九条第十二号、同法施行令第 二十六条 及び 同法施行令別表」 ②「現在、地方税法上の業務として行われてい る 地方税法二十条の十一(官公署等への協力 要請)等、番号法令に基づく情報のやりとり について、新たに個人番号を付加して行うもの。 各提供先において、徴収及び滞納処分状況等 を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。・ 福岡県税の賦課徴収 及び 滞納処分に係る特 定個人情報を提供。・本県(提供元)→市町 村・都道府県・国税庁等(提供先)」 ③「福岡県税に係る納税義務者情報」 ④「100万人以上1,000万人未満」 ⑤「福岡県税に係る納税義務者」 ⑥「専用線、電子記憶媒体、フラッシュメモリ、紙」 ⑦「地方税法令に係る事務上、納税義務者の 特定が必要な都度であるため、各業務の提供 時期は随時。提供頻度は不確定。」	事前	個人番号の利用開始前
平成27年12月4日	P16 (別添2)特定個人情報ファ イル記録項目	・(税務システム 合計100ファイル・・・4, 61 3項目) ・宛名サブシステム (5ファイル・・・83項目) ・「KB番号リンクファイル 21」	・(税務システム 合計102ファイル・・・4, 63 6項目) ・宛名サブシステム (7ファイル・・・106項目) ・「KB個人番号リンクファイル 20」 併せて、21→20項目の内容の修正。 ・「KBマイナンバー採番ファイル」追記。 併せて、15項目の内容の追記。 ・「KBマイナンバーIFファイル」追記。 併せて、9項目の内容の追記	事前	個人番号の利用開始前
平成28年12月27日	I 基本情報／4. 特定個人 情報ファイルを取り扱う理由 ／①事務実施上の必要性	番号法	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
平成28年12月27日	I 基本情報／7. 評価実施 期間における担当部署／② 所属長	榊崎綾子	石橋浩一	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要／3. 特定個人情報の入 手・使用／②入手方法	第八号	第九号	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要／3. 特定個人情報の入 手・使用／②入手方法	同法施行令	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行令(平成26 年3月31日政令155号。以下「施行令」とい う。)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性 ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先1／①法令上の根拠 ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2／①法令上の根拠 ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先3／①法令上の根拠 ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容 ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク4／リスクに対する措置の内容	同法施行令	施行令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報の提供・移転の記録／具体的な方法 ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報の提供・移転に関するルール／ルールの内容及びルール順守の確認方法 ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	同法施行令	施行令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／②入手方法	同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号。以下「施行規則」という。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性 ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先1／①法令上の根拠 ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2／①法令上の根拠 ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容 ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク4／リスクに対する措置の内容	同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)	施行規則	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報の提供・移転に関するルール／ルール内容及びルール順守の確認方法 ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)	施行規則	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	第十二号	第13号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項4／⑥委託先名	①株式会社ケー・デー・シー福岡支店	①テルウェル西日本(株)九州支店	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先1／①法令上の根拠	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2／①法令上の根拠	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先3／①法令上の根拠	第十二号	第13号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム (合計ファイル数)	102ファイル・・・4, 636項目	110ファイル・・・5, 176項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／宛名管理サブシステム (ファイル数)	7ファイル・・・106項目	15ファイル・・・646項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB口座管理マスター	－	「更新時間」を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB法人番号ファイル	－	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB住基照会データファイル	－	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB個人番号リンクファイル登録データファイル	－	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB納税者番号統合依頼ファイル	－	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB地方特定個人情報ファイル	－	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB生保特定個人情報ファイル	－	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB身障特定個人情報ファイル	－	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB業務利用番号管理ファイル	－	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	第八号	第9号	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報の提供・移転の記録／具体的な方法	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報の提供・移転に関するルール／ルールの内容及びルール遵守の確認方法	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	第八号	第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続／リスク1／リスクに対する措置の内容	第十四号	第15号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム (合計ファイル数)	110ファイル・・・5, 176項目	112ファイル・・・5, 210項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／宛名管理サブシステム (ファイル数)	15ファイル・・・646項目	16ファイル・・・648項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KB住基依頼納税者ファイル	－	全項目追加	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／自動車二税サブシステム (ファイル数)	20ファイル・・・906項目	21ファイル・・・938項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月18日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／KM自動車税口座振替実績ファイル	－	全項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	Ⅰ 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム5	①システムの名称「国税連携システム」 ②システムの機能「個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から国税連携システムを使用して受信している。」 ③他のシステムとの接続	①システムの名称「国税連携システム(eLTAX)」 ②システムの機能「個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から国税連携システムを使用して受信している。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、寄附金税額に係る申告特例データ等を他の自治体に送付する。」 ③他のシステムとの接続「その他(地方税ポータルセンター(eLTAX))」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	Ⅰ 基本情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	総務部税務課長 石橋 浩一	総務部税務課長	事後	新様式への変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／①入手元	評価実施機関内の他部署(市町村支援課、保護・援護課、保健福祉事務所、障害者福祉課、障害者更生相談所)	評価実施機関内の他部署(市町村支援課、保護・援護課、保健福祉事務所、障がい福祉課、障がい者更生相談所)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	第13号	第14号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供・移転の有無	3件	4件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先3／①法令上の根拠	第13号	第14号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先4		提供先4「市区町村」 ①法令上の根拠「地方税法附則第7条第5項及び第12項」 ②提供先における用途「個人住民税の賦課徴収に利用するため」 ③提供する情報「寄附金税額控除に係る申告特例通知書に記載された寄付金額及び住所、氏名等」 ④提供する情報の対象となる本人の数「1万人未満」 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者」 ⑥提供方法「その他(LGWAN)」 ⑦時期・頻度「毎年1月・年1回」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム (合計項目数)	112ファイル・・・5, 210項目	112ファイル・・・5, 226項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／ゴルフ場利用税サブシステム (項目数)	4ファイル・・・235項目	4ファイル・・・251項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続／リスク1／リスクに対する措置の内容	第15号	第16号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム4／②システムの機能	・ 都道府県の執行機関への情報提供：都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。	・ 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転：自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム4／②システムの機能	・ 本人確認情報検索：代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	・ 本人確認情報検索：都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム5／①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム5／②システムの機能	個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から 地方税ポータルシステム(eLTAX) を通じて受信している。また、寄附金税額に係る申告特例データ等を他自治体に送付する。 地方税ポータルシステム(eLTAX) の機能は、以下のとおり。 ・基本設定機能：パスワード設定等の基本機能 ・国税連携データ管理機能：確定申告データ及び 確定申告書等画像データのダウンロード - 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・電子申告データ管理機能：申告等データのダウンロード - 申告等データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・団体間回送データ送受信機能：地方公共団体間でのデータのやり取りを行うための機能	個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から 地方税ポータルシステム(eLTAX) を通じて受信している。また、寄附金税額に係る申告特例データ等を他自治体に送付する。 地方税ポータルシステム(eLTAX) の機能は、以下のとおり。 ・基本設定機能：パスワード設定等の基本機能 ・国税連携データ管理機能：確定申告データ及び 確定申告書等画像データのダウンロード - 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・電子申告データ管理機能：申告等データのダウンロード - 申告等データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・団体間回送データ送受信機能：地方公共団体間でのデータのやり取りを行うための機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム5／③他システムとの接続	その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 基本情報／4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由／①事務実施上の必要性	同法別表第一の十六の項	同法別表第一第十六項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報／5. 個人番号の利用／法令上の根拠	同法別表第一の十六の項	同法別表第一第十六項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報／6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	同法別表第二の二十八の項	同法別表第二第二十八項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／④記録される項目／主な記録項目	個人番号対応符号		事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／④記録される項目／その妥当性	・個人番号対応符号は、情報照会・提供に用いるため、中間サーバーにおいて保有する。		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／⑤保有開始日	平成27年10月	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／①入手元	保健福祉事務所	保健福祉環境事務所	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／②入手方法	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／③入手の時期・頻度	平成25年度実績	平成30年度実績	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項1／④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線	その他（利用事務系ネットワークシステムに接続）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項2／②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲／対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項2／④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、紙	紙、その他（利用事務系ネットワークシステムに接続）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項3／④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線	その他（利用事務系ネットワークシステムに接続）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項4／②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲／対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項4／④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線、紙	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、紙、その他（利用事務系ネットワークシステムに接続）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供・移転の有無	4件	3件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1	市町村 及び 他都道府県	市町村、他都道府県 及び 国	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1／②提供先における用途	・本県（提供元）→市町村・他都道府県（提供先）	・本県（提供元）→市町村・他都道府県・国（提供先）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先1／⑥提供方法	専用線、電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)、フラッシュメモリ、紙	紙、その他（LGWAN）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2	提供先2「市町村 及び 他都道府県」 ①法令上の根拠「番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第19条」 ②提供先における用途「現在、地方税法上の業務として行われている 地方税法 第48条 第7項等に基づく外部の税関連機関との情報のやり取りについて、番号法令で認められた範囲内で、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・地方税の賦課徴収 及び 滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・他都道府県(提供先)」 ③提供する情報「地方税に係る納税義務者情報」 ④提供する情報の対象となる本人の数「100万人以上1,000万人未満」 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「地方税に係る納税義務者」 ⑥提供方法「専用線、電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)、フラッシュメモリ、紙」 ⑦時期・頻度「地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は随時。提供頻度は、平成25年度実績で年間約1,500件。」		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先3	提供先2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2	市町村、都道府県 及び 国税庁等(個人番号を利用できる官公署及び政府関係機関)	市町村、他都道府県 及び 国	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2／①法令上の根拠	番号法第19条第14号、施行令第26条 及び 施行令別表	番号法第19条第14号、施行令第25条 及び 施行令別表	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2／②提供先における用途	・本県(提供元)→市町村・都道府県・国税庁等(提供先)	・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2／⑥提供方法	専用線、電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)、フラッシュメモリ、紙	紙	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先4	提供先3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先3／①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項	地方税法附則第7条第5項及び第12項、地方税法施行規則附則第2条の5	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム (合計項目数)	112ファイル・・・5, 226項目	114ファイル・・・5, 328項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／法人サブシステム (項目数)	5ファイル・・・354項目	6ファイル・・・394項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／収納サブシステム (項目数)	15ファイル・・・1, 069項目	16ファイル・・・1, 131項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク4／リスクに対する措置の内容	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保	十分に行っている	再委託していない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保／具体的な方法	業務上再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて同意をとるとともに、委託先と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図る。		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク1/特定個人情報の提供・移転の記録／具体的な方法	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク1/特定個人情報の提供・移転に関するルール/ルール内容及びルール遵守の確認方法	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク2/リスクに対する措置の内容	第23条	第22条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1／⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか／その内容	委託先事業者がイベント等の開催情報のメール配信希望者に氏名及びメールアドレス(461名分)を表示した状態でメールを送信した。	委託先事業者において、委託事業に係るメールマガジンを送信した際、160名分の個人のメールアドレスが本文に表示された状態でメールを送信した。 メールアドレスの入力ミスによりシステムの不具合が発生し、Bcc欄に入力されるはずの情報が本文に表示されたことによるもの。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1／⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか／再発防止策の内容	全所属長に対して、委託先への監督の徹底、所属職員及び関係団体(委託先を含む。)の全職員へBcc機能の利用、送信前の複数でのチェック等の措置を講じるよう周知徹底を通知した。 また、平成25年1月からは、庁外の複数の宛先へのメール送信については、Bccを利用しなければ送信不能とする技術的安全管理措置を講じた。	当該委託先事業者に対し、誤送信防止機能のあるメールマガジン専用のソフトウェアの導入を指示し、導入を確認した。 また、知事が監督権限を有する全ての個人情報取扱事務の委託先及び公社等外郭団体を対象に、電子メール誤送信防止対策に関する緊急の調査を実施し、メール誤送信防止専用ソフトウェアの導入状況等の誤送信防止対策の実施状況の把握及び必要な安全確保措置についての指導・注意喚起を行った。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク2／リスクに対する措置の内容	＜税務システムにおける措置＞ 随時更新が行われている基本4情報を保持する「団体内統合宛名システム」と定期的に突合処理を行い、税務システムに保持する情報を最新のものに更新する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。	納税者情報は、各申告情報に基づいており、賦課徴収事務において、必要があれば、調査等を行行情報の更新を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク3／消去手順／手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	システム上のデータで保存期間の過ぎた特定個人情報は、確認の上消去を行う。保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク2／リスクに対する措置の内容	＜税務システムにおける措置＞ 随時更新が行われている基本4情報を保持する「団体内統合宛名システム」と定期的に突合処理を行い、税務システムに保持する情報を最新のものに更新する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。	納税者情報は、各申告情報に基づいており、賦課徴収事務において、必要があれば、調査等を行行情報の更新を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク3／消去手順／手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	システム上のデータで保存期間の過ぎた特定個人情報は、確認の上消去を行う。保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅴ 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／②請求方法	指定様式(個人情報開示請求書)による窓口受付又は郵送の方法による。	指定様式による書面の提出により、開示・訂正等の請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅴ 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／②請求方法／特記事項	個人情報保護条例の規定に基づき、特定個人情報の開示請求が行われたときは、実施機関は、不開示情報が記載されている場合を除き、当該特定個人情報を開示しなければならない。	-	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅴ 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／④個人情報ファイル簿の公表／個人情報ファイル名	-	各税目の賦課及び収納事務の取りまとめ、滞納整理事務、ふるさと寄付金関係事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅴ 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／④個人情報ファイル簿の公表／個人情報ファイル名	-	各税目の賦課及び収納事務の取りまとめ、滞納整理事務、ふるさと寄付金関係事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅵ 評価実施手続／1. 基礎項目評価／①実施日	令和1年10月10日	平成26年12月12日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅵ 評価実施手続／2. 国民・住民等からの意見の聴取／①実施日・期間	令和1年12月18日～令和2年1月21日の35日間	平成26年12月25日～平成27年1月23日の30日間	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅵ 評価実施手続／3. 第三者点検／①実施日	令和2年2月20日、令和2年3月19日	平成27年2月19日、平成27年3月17日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅵ 評価実施手続／3. 第三者点検／③結果	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められた。 なお、県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底するとともに、特に、特定個人情報の保管・消去については使用する記録媒体に応じたリスク対策を確実に講じ、漏えい・滅失・毀損の発生の防止に万全を期す旨の付言を受けた。	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められた。 なお、県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、本件評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもちろん、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底する旨の付言を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／③入手の時期・頻度	①定期的に対応する事務に際して入手するもの(毎年) ・税務署(国税庁)から、国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。 (平成30年度実績 確定申告期は毎営業日、左記以外は月1回) ・自動車税 及び 自動車取得税の申告書記載情報と、自動車登録情報の突合結果情報。 (平成30年度実績 月2回)	①定期的に対応する事務に際して入手するもの(毎年) ・税務署(国税庁)から、国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。 (平成30年度実績 確定申告期は毎営業日、左記以外は月1回)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	<番号法 第19条 第3号のケース> ・自動車税に係る申告書等に記入された特定個人情報を、直接入手。 ・本人又はその代理人(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第7号のケース> ・番号法第19条第7号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。自動車税等の障がい者減免、個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。 ・都道府県の社会福祉関係部署 又は 市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第9号のケース> ・番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第14号のケース> ・番号法第19条第14号、施行令第26条 及び 施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)	<番号法 第19条 第7号のケース> ・番号法第19条第7号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。 ・都道府県の社会福祉関係部署 又は 市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第9号のケース> ・番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第14号のケース> ・番号法第19条第14号、施行令第26条 及び 施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供・移転の有無	提供を行っている(3件)	提供を行っている(1件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2	提供先2 市町村、他都道府県 及び 国 ①法令上の根拠 番号法第19条第14号、施行令第25条 及び 施行令別表 ②提供先における用途 現在、地方税法上の業務として行われている 地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号法令に基づく情報のやりとりについて、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・福岡県税の賦課徴収 及び 滞納処分に係る 特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先3	提供先3 市区町村 ①法令上の根拠 地方税法附則第7条第5項 及び第12項、地方税法施行規則附則第2条の5 ②提供先における用途 個人住民税の賦課徴収に利用するため	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／①保管場所	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(税務システム 合計114ファイル・・・5, 328項目) ～ (中間サーバー 1項目)	(税務システム 合計116ファイル・・・5, 556項目) ～ (中間サーバー 1項目) 宿泊税サブシステム (2ファイル・・・228項目)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続／リスク:1 目的外の入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (※2)番号法別表第二及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／⑤物理的対策／具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅳ その他のリスク対策／2. 従業員に対する教育・啓発／具体的な方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年3月8日	Ⅴ 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／④個人情報ファイル簿の公表／公表場所	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅰ 基本情報／2. 特定個人情報ファイル取り扱う事務において使用するシステム/システム6	-	①システムの名称 ふくおか電子申請サービス ②システムの機能 システムの機能は、以下のとおり ・県税事務に関する各種申請、届出を受理する ・申請状態を確認する ・届出申請の受理や記載不備の訂正指示等の通知	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(税務システム 合計116ファイル・・・5, 556項目) ～ (中間サーバー 1項目) 宿泊税サブシステム (2ファイル・・・228項目)	(税務システム 合計122ファイル・・・7, 208項目) ～ 宿泊税サブシステム (2ファイル・・・228項目)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅰ 基本情報／6. 情報提供ネットワークシステムによ情報連携／②法令上の根拠	番号法第19条第7号 及び 同法別表第二第二十八項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	番号法第19条第8号 及び 同法別表第二第二十八項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／②入手方法	住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム 及び 政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年3月31日政令第155号。以下「施行令」という。)第22条 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号。以下「施行規則」という。)第20条)が確保されたシステムを利用。	住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム、ふくおか電子申請サービス 及び 政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年3月31日政令第155号。以下「施行令」という。)第22条 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号。以下「施行規則」という。)第20条)が確保されたシステムを利用。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手の妥当性	<番号法 第19条 第7号のケース> ・番号法第19条第7号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都他道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。 ・都道府県の社会福祉関係部署 又は 市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第9号のケース> ・番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第14号のケース> ・番号法第19条第14号、施行令第26条 及び 施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)	<番号法 第19条 第8号のケース> ・番号法第19条第8号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都他道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。 ・都道府県の社会福祉関係部署 又は 市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第10号のケース> ・番号法第19条第10号、施行令第21条 及び 施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先) <番号法 第19条 第15号のケース> ・番号法第19条第15号、施行令第25条 及び 施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。 ・本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託／委任事項2 自動車二税(自動車税及び自動車取得税)の申告書に係る情報処理業務等委託 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手については、様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合においては、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。	特定個人情報の入手については、様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手場合においては、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク4／リスクに対する措置の内容	・ 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・ 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条、施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	・ 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・ 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条、施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報・移転の記録/具体的な方法	番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報・移転に関するルール/ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先1／①法令上の根拠	番号法第19条第9号、施行令第22条及び施行規則第19条	番号法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2	―	提供先2 市町村、他都道府県 及び 国 ①法令上の根拠 番号法第19条第15号、施行令第25条 及び 施行令別表 ②提供先における用途 現在、地方税法上の業務として行われている 地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号法令に基づく情報のやりとりについて、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・福岡県税の賦課徴収 及び 滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先) ③提供する情報 地方税に係る納税義務者情報 ④100万人以上1,000万人未満 ⑤提供方法 その他(紙) ⑥時期・頻度 地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期、提供頻度は不確定。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先3	―	提供先3 市区町村 ①法令上の根拠 地方税法附則第7条第5項及び第12項、地方税法施行規則附則第2条の4及び5 ②提供先における用途 個人住民税の賦課徴収に利用するため ③提供する情報 寄付金税額控除に係る申告特例通知書に記載された寄付金額及び住所、氏名等 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 寄付金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄付をした者 ⑥提供方法 その他(LGWAN) ⑦時期・頻度 毎年1月・年1回	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手については、様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合においては、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。	特定個人情報の入手については、様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手場合においては、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク4／リスクに対する措置の内容	・ 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・ 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条、施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	・ 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・ 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条、施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報・移転の記録/具体的な方法	番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報・移転に関するルール/ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目				
令和4年3月15日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム (合計項目数)	116ファイル・・・5,556項目	122ファイル・・・7, 208項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／法人サブシステム (項目数)	6ファイル・・・394項目	10ファイル・・・1, 970項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／利子割サブシステム (項目数)	4ファイル・・・148項目	5ファイル・・・192項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／証券二税サブシステム (項目数)	4ファイル・・・148項目	5ファイル・・・180項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2／リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手については、様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。	特定個人情報の入手については、様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク4／リスクに対する措置の内容	・ 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・ 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条、施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	・ 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・ 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条、施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報・移転の記録/具体的な方法	番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報・移転に関するルール/ルール内容及びルール遵守の確認方法	・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第19条第9号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年12月19日	I 基本情報／(別添1)事務の内容	—	税の還付及びデジタル庁から公金受取口座関係情報を取得する事務のフローを追記	事前	公金受取口座関係情報の情報連携開始前
令和4年12月19日	Ⅱ ファイルの概要／2. 基本情報／④記録される項目/主な記録項目/その他	内部機関情報、技術的事項(エラーコードなど)	内部機関情報、技術的事項(エラーコードなど)、公金受取口座関係情報	事前	公金受取口座関係情報の情報連携開始前

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月19日	Ⅱ ファイルの概要／2. 基本情報／④記録される項目／その妥当性	・個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報及び連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡のために保有する。 ・国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報は、他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 ・障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。	・個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報及び連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡のために保有する。 ・国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報は、他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 ・障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。 ・公金受取口座関係情報は、地方税法上個	事前	公金受取口座関係情報の情報連携開始前
令和4年12月19日	Ⅱ ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／①入手元／行政機関・独立行政法人等	国税庁	国税庁、デジタル庁	事前	公金受取口座関係情報の情報連携開始前
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署 (市町村支援課、保護・援護課、保健福祉環境事務所、障がい福祉課、障がい者更生相談所)	[○] 評価実施機関内の他部署 (行財政支援課、保護・援護課、保健福祉環境事務所、障がい福祉課、障がい者更生相談所)	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項2	委託事項2 自動車二税(自動車税及び自動車取得税)の申告書に係る情報処理等業務委託	委託事項2 自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の申告書に係る情報処理等業務委託	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項2／①委託内容	①自動車二税の申告書の受付及びデータ化、 ②申告書記載情報と自動車登録情報の突合等業務を委託するもの。	①自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の申告書の受付及びデータ化、 ②申告書記載情報と自動車登録情報の突合等業務を委託するもの。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項2／対象となる本人の範囲	福岡県税に係る自動車二税の納税義務者(身障者減免においては、場合によりその家族)	福岡県税に係る自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の納税義務者(身障者減免においては、場合によりその家族)	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託事項2／その妥当性	自動車二税の納税義務者等の情報をシステム上で確認・入力する業務であるため、特定個人情報を取り扱う必要がある。	自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の納税義務者等の情報をシステム上で確認・入力する業務であるため、特定個人情報を取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先3	提供先3 市区町村 ①法令上の根拠 地方税法附則第7条第5項及び第12項、地方税法施行規則附則第2条の5 ②提供先における用途 個人住民税の賦課徴収に利用するため	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム (合計項目数)	122ファイル・・・7, 208項目	123ファイル・・・7, 330項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／収納サブシステム (項目数)	16ファイル・・・1, 131項目	17ファイル・・・1, 253項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	＜税務システムにおける措置＞ 特定個人情報を入手する場合には、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムをしようするため、安全性が担保されている。	＜税務システムにおける措置＞ 特定個人情報を入手する場合には、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムをしようするため、安全性が担保されている。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク／リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／税務システム（合計項目数）	123ファイル・・・7, 330項目	126ファイル・・・7, 397項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／法人サブシステム(項目数)	10ファイル・・・1, 970項目	10ファイル・・・1, 984項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／ゴルフ場利用税サブシステム(ファイル数、項目数)	4ファイル・・・251項目	5ファイル・・・270項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／たばこ税サブシステム(ファイル数、項目数)	1ファイル・・・34項目	2ファイル・・・49項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目／宿泊税サブシステム(ファイル数、項目数)	2ファイル・・・228項目	3ファイル・・・242項目	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託／情報保護管理体制の確認	委託契約の内容に、「個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。 ※「個人情報取扱特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修 その他必要な事項等を列挙したもの。	委託契約の内容に、「保有個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。 ※「保有個人情報取扱特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修 その他必要な事項等を列挙したもの。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託／特定個人情報の消去ルール／委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 また、委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。	委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 また、委託業者との契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託／特定個人情報の提供ルール／ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 ・ 委託業者が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した 特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、 県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 ・ 委託業者が契約による事務を処理するに当たり 取り扱っている特定個人情報の状況について、 県は随時調査することができるものとする。 ・ 委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は 必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。	委託業者との契約を締結する際、保有個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 ・ 委託業者が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した 特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、 県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 ・ 委託業者が契約による事務を処理するに当たり 取り扱っている特定個人情報の状況について、 県は随時調査することができるものとする。 ・ 委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は 必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託／委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定／既定の内容	委託契約書中、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。	委託契約書中、保有個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)／リスク1／特定個人情報・移転に関するルール/ルール内容及びルール遵守の確認方法	・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「データ持ち出し管理システム」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第19条第10号、施行令第22条及び 施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第19条第10号、施行令第22条 及び 第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク／⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか／その内容	委託先事業者において、委託事業に係るメールマガジンを送信した際、160名分の個人のメールアドレスが本文に表示された状態でメールを送信した。 メールアドレスの入カミスによりシステムの不具合が発生し、Bcc欄に入力されるはずの情報が本文に表示されたことによるもの。	自動車税に係るコールセンター業務の委託先事業者が利用するコールセンターシステムの保守業者の元社員が個人情報を不正に持ち出したため、本県の個人情報が漏えいしたものの。 本県の保有個人情報については、162,828人分の情報が漏えいした。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク／⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか／再発防止策の内容	当該委託先事業者に対し、誤送信防止機能のあるメールマガジン専用のソフトウェアの導入を指示し、導入を確認した。 また、知事が監督権限を有する全ての個人情報取扱事務の委託先及び公社等外郭団体を対象に、電子メール誤送信防止対策に関する緊急の調査を実施し、メール誤送信防止専用ソフトウェアの導入状況等の誤送信防止対策の実施状況の把握及び必要な安全確保措置についての指導・注意喚起を行った。	【県】 ・県が現在締結している保有個人情報を取扱う委託契約における安全管理措置の状況について緊急点検を実施し、全ての契約において記録媒体の使用制限や情報が持ち出されないよう監視を行うといった対策が講じられていることを確認した。 ・今後、個人情報の取扱いを委託する事業者への監視監督を強化するため、規程を見直し、上記緊急点検の項目を恒常的に実施するよう改めた。 【委託先】 ・保守作業時には、新設した中継サーバにダウンロードを行い、端末からリモートデスクトップ接続を行うことで、端末へのダウンロードを不要化。 ・保守作業端末への外部記録媒体への接続を技術的に不可化。データの持出しが必要な業務の場合、複数管理者の相互チェックを経ない限り、持出しできないシステムの措置を実施。 ・セキュリティリスクがある振る舞いを検知し、管理者にタイムリーにアラーム通知する措置を実施。 ・定期的なログチェックを徹底することに加え、当事者以外の第三者による抜き打ちチェックも実施。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅰ 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム4／③他のシステムとの接続	[] その他()	[○] その他(附票連携システム)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅰ 基本情報／4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由／①事務実施上の必要性	「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一第十六項において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が定められている。 福岡県では番号法に基づき、県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出や、他の行政機関等との税関連情報の授受等において、個人番号を取り扱う。	「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項並びに別表24の項及び同133の項において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が定められている。 福岡県では番号利用法に基づき、県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出や、他の行政機関等との税関連情報の授受等において、個人番号を取り扱う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅰ 基本情報／5. 個人番号の利用／法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表第一第十六項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号利用法 第9条第1項、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号利用法別表主務省令」という。)第16条、第72条	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月17日	Ⅰ 基本情報／6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法別表第二第二十八項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	・番号利用法 第19条第8号、別表24の項、同133の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法第19条第8号主務省令」という。)第2条、同条の表49の項、第51条	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月17日	Ⅰ 基本情報／(別添1)事務の内容	庁内連携システム	団体内統合宛名システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月17日	Ⅰ 基本情報／(別添1)事務の内容	番号法令	番号利用法令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／①入手元	[○] その他(地方公共団体情報システム機構(地方共同法人))	[○] その他(地方公共団体情報システム機構)	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／①入手元	[○] 庁内連携システム	[] 庁内連携システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	以下、番号法令に則り、	以下、番号利用法令に則り、	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	＜番号法 第19条 第8号のケース＞ ・番号法第19条第8号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都他道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。	＜番号利用法第19条第8号のケース＞ ・番号利用法第19条第8号並びに同法別表24の項及び同133の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都他道府県及び市町村から情報を入手。個人事業税等の生活保護受給者減免、自動車税等の身体障がい者等減免、狩猟税の低所得者減免、過誤納金等の還付のため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	＜番号法 第19条 第10号のケース＞ ・番号法第19条第10号、施行令第21条 及び 施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。	＜番号利用法第19条第10号のケース＞ ・番号利用法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条に則り、各提供元から地方税法に基づく県税関係情報を入手。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④入手に係る妥当性	＜番号法 第19条 第15号のケース＞ ・番号法第19条第15号、施行令第25条 及び 施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。	＜番号利用法第19条第15号のケース＞ ・番号利用法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑤本人への明示	情報提供ネットワークシステム等の番号法令に則った通信手段を使用して入手する。	情報提供ネットワークシステム等の番号利用法令に則った通信手段を使用して入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供・移転の有無	1件	2件	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先1／①法令上の根拠	番号法第19条第10号、施行令第21条 及び 施行規則第19条	番号利用法第19条第10号、施行令第21条及び施行規則第19条	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先1／②提供先における用途	現在、地方税法上の業務として行われている地方税法に基づく通知や供覧等、外部の税関連機関への情報提供について、一部様式変更(個人番号記入欄の追加)に伴い、番号法令で認められた範囲内で 新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収関係事務に活用する。 ・地方税に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・他道府県・国(提供先)	地方税法上の業務として行われている地方税法に基づく通知や供覧等、外部の税関連機関への情報提供を番号利用法令で認められた範囲内で行うもの。各提供先において、賦課徴収関係事務に活用する。 ・地方税に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・他道府県・国(提供先)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2／①法令上の根拠	番号法第19条第15号、施行令第25条 及び 施行令別表	番号利用法第19条第15号、施行令第25条及び施行令別表	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅱ ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／提供先2／②提供先における用途	提供先における用途 現在、地方税法上の業務として行われている 地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号法令に基づく情報のやりとりについて、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・福岡県税の賦課徴収 及び 滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)	地方税法上の業務として行われている地方税法第20条の11(官公署等への協力要請)等、番号利用法令に基づく情報のやりとりを行うもの。各提供先において、賦課徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。 ・福岡県税の賦課徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・都道府県・国(提供先)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	番号法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク／入手の際の本人確認の措置の内容	番号法令に定められた方法により 本人確認を行う。	番号利用法令に定められた方法により本人確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク／個人番号の真正性確認の措置の内容	番号法令に定められた方法により 個人番号の真正性を確認する。	番号利用法令に定められた方法により個人番号の真正性を確認する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)/リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク/個人番号の真正性確認の措置の内容	番号法第19条第10号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク/特定個人情報の提供・移転の記録/具体的な方法	番号法第19条第10号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク/特定個人情報の提供・移転に関するルール/ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条第10号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)/リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク/リスクに対する措置の内容	番号法第19条第10号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/6. 情報提供ネットワークシステムとの接続/リスク1: 目的外の入手が行われるリスク/リスクに対する措置の内容	番号法	番号利用法	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅳ その他のリスク対策/2. 従業員に対する教育・啓発/具体的な方法	個人情報取扱特記事項	保有個人情報取扱特記事項	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅴ 開示請求、問合せ/1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/④個人情報ファイル簿の公表/個人情報ファイル名	各税目の賦課及び収納事務の取りまとめ、滞納整理事務、ふるさと寄付金関係事務	税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月17日	Ⅴ 開示請求、問合せ/1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/④個人情報ファイル簿の公表/公表場所	福岡県ホームページに掲載。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html 県民情報センター他県内4カ所の県民情報コーナーに配架。	福岡県ホームページに掲載。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-file.html	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月17日	Ⅵ 評価実施手続/1. 基礎項目評価/①実施日	令和1年10月10日	令和6年8月9日	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅵ 評価実施手続/2. 国民・住民等からの意見の聴取/①実施日・期間	令和1年12月18日～令和2年1月21日の35日間	令和6年10月15日～令和6年11月18日の35日間	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅵ 評価実施手続/2. 国民・住民等からの意見の聴取/④主な意見の内容	なし	県税の賦課徴収事務において、個人番号を有効活用するよう求めるもの。(1件)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
令和7年3月17日	Ⅵ 評価実施手続/3. 第三者点検/②方法	福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第51条第2項第3号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による。	福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年福岡県条例第43号)第10条第4号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。